

与論町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 与論町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 与論町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人鹿児島県交通安全協会与論地区協会長
- (5) 自治公民館連絡協議会長
- (6) 老人クラブ連合会長
- (7) 与論町指定特定相談支援事業所相談支援専門員
- (8) 校長会長
- (9) 観光協会長
- (10) 商工会長
- (11) 警察署長又はその指名する者
- (12) 学識経験を有する者その他町長が必要と認める者
- (13) 総務企画課長
- (14) 建設課長
- (15) 商工観光課長
- (16) 町民福祉課長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第5条 交通会議に会長をおく。

- 2 会長は、与論町長又はその指名する者とする。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
(会議)

第6条 交通会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 交通会議の会議の議決は、出席した委員の多数決による。可否同数のときは、議長が決する。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
(会議の特例)

第7条 会長は、次に掲げるときは、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 緊急やむを得ない事情があるとき。
- (2) その他会長が必要と認めるとき。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務企画課において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月9日から施行する。